

令和7年第12回教育委員会定例会日程審議結果

〔日時〕令和7年12月4日（木）午後2時36分開会

〔場所〕市役所7階702会議室

第1 議案第33号

令和7年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（第10号）

要求に係る教育長の臨時代理の承認について

→原案可決（生涯学習課）

第2 教育長報告

① 令和7年第4回市議会定例会について

→報告完了（教育部）

第3 教育委員報告

→報告完了

議案第33号

令和7年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（第10号）要求に
係る教育長の臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和7年12月4日提出

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文

（提案理由）

令和7年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（第10号）要求について、教育長が臨時代理として専決処分を行ったことを報告し、承認を求める必要がある。

議案第33号資料
令和7年12月4日
生涯学習課

令和7年度東久留米市一般会計(教育費)補正予算(第10号)要求資料

総括表

【歳入予算】

単位:千円

国庫支出金	0
都支出金	0
諸 収 入	0
計	0

【歳出予算】

単位:千円

教育総務費	0
小学校費	0
中学校費	0
社会教育費	0
保健体育費	33,000
計	33,000

《歳出予算のみに関わるもの》

1. スポーツセンター管理運営事業

所管:生涯学習課

◎歳出

10 教育費	05 保健体育費	04 スポーツセンター費	01 スポーツセンター管理運営事業	
			12 委託料	03 設計等委託費(事業用資産・建物)
				33,000 千円
				合計 33,000 千円

(理由)

スポーツセンタープール天井改修に当たって、実施設計等が必要なため。

7 東久教教第469号
令和7年11月28日

東久留米市教育委員会委員様

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文



令和7年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（第10号）
要求に係る教育長の専決処分について（報告）

令和7年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（第10号）要求については、事業額の算定に時間を要したことにより第11回教育委員会定例会への付議が間に合わなかったため、別紙のとおり教育長の専決処分を行う。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」と略す）第29条で「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されている。

地教行法第29条に係る事項は、東久留米市教育委員会事務委任規則第2条により教育長に権限が委任されていない事項であるが、同規則第3条で「事務処理について緊急その他やむを得ない事情があるときは、教育長がその事務を臨時に代理することができる」とあり、同規則第4条第2項において「教育長は前条の規定により事務を臨時に代理したときは、その旨を次の教育委員会に報告し、その承認を求める」と規定されている。

については、令和7年12月4日に開催予定の第12回教育委員会定例会において、本件に係る教育長の専決処分に係る臨時代理について承認を求める議案を付議する。

令和7年第4回市議会定例会一般質問答弁概要（教育委員会関係）

※通告による質問に対する答弁のみ（再質問除く）。

	<p>質問議員名（会派名） (上段) 質問要旨 ※一部まとめています。 (下段) 答弁要旨</p> <p>1 宮川 豊史（久留米ハートネット） 中学校給食において、弁当併用スクールランチ方式を基本とした、あたたかい献立の提供について、様々な検討・準備を経て、この2学期から始っているが、その実施状況や喫食率を伺う。 (答弁) 弁当併用スクールランチ方式を基本とした、個別容器を用いてのあたたかい献立の提供は、提供方法の検討や調理場の改修工事を経て、2学期の給食開始日である9月2日から始めている。提供に当たっては、特段の問題もなく、安定して実施されており、全校平均の喫食率は、9月は88.7%、10月は89.2%となっている。</p>	※敬称略
--	---	------

2	<p>三浦 猛（公明党） 小学校の給食調理室における空調設備について、これまでの話では調理室全体の冷却は困難であると思われる。他市の事例も含め、高額な投資をしたもののがけ石に水とならないようにしたいということは先の議会でも申し上げてきている。担当では他自治体の見学等も行つてきているとの話であったが、それらを踏まえた現時点での検討の進捗状況を伺いたい。 学校給食調理場は、これまで申し上げているとおり、内部に熱源となる設備が多くあるため、一般的な空調機を追加設置するだけでは調理場全体を冷却するのに十分な効果を得ることはできない。 また、機械換気の吸排気口、エアコンの給気吹き出し口の位置や風量、壁面の断熱化や気密性向上のための窓の改修など様々な改修が必要となる。こうした状況下における対応として、各調理場には可動式のスポットクーラーを配備し、加えて調理場内一部の区画されたスペースにエアコンを設置するなどの対策を令和6年7月までに行ってきている。 本年6月1日付での労働安全衛生規則の改正では、熱中症の恐れがある事業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、各事業者に対し、職場における熱中症対策の強化が求められた。この間、担当部といたしましては、さらなる対応を求め、他自治体を視察し、「調理する人員に直接冷風を当てる」ことを目的とした、天井吊り下げ式のスポットクーラーを設置している自治体を確認した。現在のところ、これと同様の方が本市の調理場において導入可能なのか、効果はいかほどなのかなど、調査研究を行っているところである。</p>
---	---

3	<p>阿部 利恵子（公明党）</p> <p>東久留米市第3次教育振興計画のⅡ、「人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成」の基本施策1に確かな学力の育成とある。</p> <p>目まぐるしく変化していく複雑な現代社会において、児童・生徒には、自ら「生き抜く力」を意識していくことが求められている。そのためには、児童・生徒の学力の向上はこれから時代を生きていくうえで重要な点であり、これまでも、市では様々な取り組みを通して学力向上を図ってきていると認識している。</p> <p>おりしも国の学力調査の結果が公表されたところで、本市では独自の学力テストも実施しているが、本市の児童・生徒の学力調査における現状について伺う。</p> <p>(答弁)</p> <p>まず、全国学力・学習状況調査の結果について。</p> <p>今年度の全国学力・学習状況調査における国語、算数・数学の正答率は、</p> <p>小学校 国語67.0% 算数59.0%</p> <p>中学校 国語57.0% 数学51.0%であり、小中学校ともにほぼ全国平均を上回る結果となった。また、小中学校ともに都の平均に近づいてきた。傾向としては、国語、算数・数学ともに記述式の問題での正答率が低く、さらに無回答率が高い結果となった。</p> <p>こうしたことから、日々の授業において、判断の理由などを基に説明したり自分の考えを分かりやすく伝わるように表現を工夫したりする実践や一人一人の児童・生徒に対するきめ細かな学習の充実が必要であると考えている。</p> <p>次に市の学力調査の結果について。本調査は、自校の指導方法等の課題を明確にし、授業改善、指導の充実を図り、児童・生徒の基礎学力の定着につなげることを目的に、小学校2・4・6年生と中学校2年生を対象に2月に実施してきた。</p> <p>令和6年度の「知識・技能」「思考・判断・表現」の2観点での平均得点率は</p> <p>小学校2年生</p> <p>国語71.2% 算数65.5%</p> <p>4年生</p> <p>国語64.9% 算数57.4%</p> <p>6年生</p> <p>国語65.0% 算数67.0%</p> <p>中学校国語65.7% 数学64.4%であり</p> <p>小学校においては全国平均より下回ったが、全国との差が縮まり、中学校においては国語が全国を上回った。</p> <p>本調査の特徴として、「主体的に取り組む態度」を測ることができることが挙げられる。これにより、「学習を自己調整しようとする態度」の得点が全国と比べて低いことが明らかとなった。</p> <p>自己調整しようとする態度とは、目標を立てて学習に取り組み、授業後の振り返りにより自分の学習状況を把握し、次の目標や改善策を考える力である。自己調整しようとする態度を育むためには、授業中の評価や授業後の振り返りを確実に行い、自分の学習状況を自分で整理し、改善策を考え、次の時間へ向かうようにすることが必要。また、児童・生徒に目標や学習計画を立てさせ、解決を図るための方法、手段を自己決定させるなどの「指導の個別化」を図るとともに、必要に応じて教師が具体的な支援を行うなど、児童・生徒の学習改善を促す指導の充実が必要であると考えている。</p>
---	--

4	<p>高橋 和義（公明党）</p> <p>市長の考える政策「子供が豊かに成長できるまち」</p> <p>子どもたちの声を聞く機会についても、今年度はこれまでの生徒会サミットの対象を小学校にも広げ、児童参加型生徒会サミットが開催されたと聞く。これまで市長が生徒会サミットに参加されて子どもたちの声を聞いてこられた。</p> <p>子どもたちにとっても未来の東久留米市を考える良い機会となつたと聞くが、子どもたちからはどのような声があったのか、また、その声をどのように生かしていくのか伺う。</p> <p>(答弁)</p> <p>今年度の児童参加型生徒会サミットは、令和7年10月8日（水）午後、市役所会議室で開催した。</p> <p>参加者数は、児童・生徒及び庁内関係者や視察、引率教員等を含め、約85名となった。</p> <p>まず、サミットの目的については、</p> <p>「だれもがワクワクする市にするにはどうしたらよいか」のテーマのもと、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・だれもがワクワクする市の実現に向けて、児童・生徒が地域課題を自分ごととして捉える。 ・地域課題の解決に向けて自ら行動し、実際に課題解決のために地域に働きかける意識を醸成する。の2点。 <p>開催にあたっては、東久留米市のデジタル掲示板「くるりっど」を活用し、小学5年生以上からテーマに基づいた意見を募集した延べ3593件の集計結果を中学校区ユニットごとに結果をまとめ、サミット当日の参考資料として活用した。</p> <p>サミット当日は、生徒会役員21名と代表児童12名が中学校ユニットごとの7つのグループに分かれて、テーマ「だれもがワクワクする市にするにはどうしたらよいか」について意見交換を行い、意見をまとめ、グループごとに発表をした。</p> <p>「くるりっど」で募集した意見には、「何々してもらいたい」「何々があるとよい」という率直な、意見もあったが、サミット当日は、自分たちでできることを一生懸命考える小中学生から、頼もしさを感じることもできた。</p> <p>児童・生徒からは、「本校のおいも祭りに保護者や地域の方も呼んで、カフェやイベントを中学生が運営してはどうか。」「小中連携での中学校体験入学で小中学生が地域清掃を行い、中学生が分別し、リサイクル可能な材料を小学生に提供する。そして小学校でリサイクルアート展を開催し、地域の方に見てもらってはどうか。」「地域産業を盛り上げるためのゆるキャラやキャッチコピーをつくる」「地域の祭りに中学生が運営で関わる」などの意見やアイディアが上がった。</p> <p>今後の市の施策にも生かせそうな斬新な考え方もあり、市長からは「市役所にやってもらう」ということもあったけれど、一緒にやろう、自分たちでやろう、やってみようという発想が自然に出てくるというのが本当に素晴らしい」などご講評をいただいた。</p> <p>今後、児童・生徒は、意見交換や発表の結果を参考に、自校における「未来☆くるめ学習（ミラ）くる」の探究課題を検討する。さらに各校では、検討結果を参考に、令和8年度の教育課程を編成する。</p> <p>指導室としては、このような子どもたちの声を聞く取組を推進することにより、地域を愛し、地域に貢献しようとする児童・生徒を育成していきたいと考えている。</p>
---	---

5	<p>梶井 琢太（市議会立憲民主）</p> <p>東久留米市スポーツセンターは、現在プール天井の改修の必要性が示され、閉鎖対応している。閉鎖期間について、市ホームページで「改修が必要な範囲、部材の発注状況によって、施工期間は1年以上となる見込み」であることが9月末より示されている。</p> <p>対応が長期化することが見込まれているが、その後の進捗状況や今後の改修に係る見通しについて伺う。</p> <p>(答弁)</p> <p>プール天井内の調査により一部部材の破損箇所が見つかったことを受け、安全にプールを利用いただくことを前提に対応策を検討したところ、破損部分を全て特定した上で部分修繕を行うことは、設置されている点検口の状況から難しく、依然安全上の不安が残ることに加え、これに対応するために必要な期間の見通しがつかないこと、さらには将来的に二重投資につながることなどの理由から、天井部分の全面改修が必要と判断した。</p> <p>現在は、「天井構造の詳細調査」、「工期や工法の提案」、「劣化診断に伴う電気、機械設備機器の改修設計」等、天井全体の改修工事に向け、設計委託の内容を精査している。</p> <p>必要な予算については、委託内容及び金額等の精査が終わり次第、補正予算案を提出することを念頭に置いているが、設計委託を通しての改修スケジュール案を基に、改修工事のための予算措置を早急に検討する必要があると考えている。</p> <p>スポーツセンタープールの構造に対応した部材の発注等にも一定の期間を要する見込みであることから、閉鎖期間が長期化することとなり、利用者の方に大変ご不便をおかけしてしまうが、安全を最優先に引き続き対応していく。</p>
---	--

6	<p>引間 太一（ニューウェーブ）</p> <p>中学校部活動地域連携の取組として、令和7年度より、本市では拠点校方式の部活動がスタートしたが、現在の状況について生徒や保護者がどのように感じているか、さらに今後の展望について伺う。</p> <p>本市では、令和7年度に中央中学校の陸上部を拠点校第1号として開始した。</p> <p>陸上部に入部したいという希望者が「拠点校部活動実施要綱」に従い、顧問教員及び副顧問の指導の下、現在、市内4校の中学校から30名在籍し、週4日、平日は授業終了後から2時間程度、休日は3時間の活動を行っている。</p> <p>なお、拠点校方式の部活動であっても、中学校体育連盟のルールに従い、公式戦等に参加できるなど、特段の不利益はない。</p> <p>一方で、生徒や保護者のご意見・ご感想を今後に生かすため、アンケートを実施しているので、主なものをご紹介する。</p> <p>拠点校部活動に期待することについては、「専門的な知識のある顧問の先生に見てもらえること。移動してでもやろうとする意欲のある生徒と切磋琢磨できること。」などの期待の声をいただいている。</p> <p>拠点校部活動へのご意見については、生徒のニーズに合った部活動の実施を受け入れている半面、外部からの専門コーチの希望、教員保護者等の役割の明確化などの課題も上げられており、既に外部指導者の求人情報を東京都教育支援機構（T E P R O）に掲載するとともに、報償費を昨年度より拡充するなど改善を図りながら取り組んでいるところ。</p> <p>続いて、拠点校方式の今後の方向性について、お答えする。</p> <p>拠点校方式の部活動は段階的・継続的に数を増やしていく計画である。</p> <p>部活動の種類については、様々な競技及び文化・芸術活動において、生徒が専門的な指導を受けられるよう、学校や地域の関係者等と検討していく。</p> <p>これまでも、拠点校方式の部活動については、他校生徒と切磋琢磨しての技能等の向上や教員の相対的な負担軽減などが期待できる一方で、現状では教員の指導者に頼らざるえない状況であり、指導者の異動により継続できないなどの課題も想定されることを答弁してきた。</p> <p>教員の業務量管理や健康確保に対する措置が必要とされており、学校部活動の体制を維持することが難しい状況になってきた中で、これからの中学生たちの活動を続けていくためには、学校外の人員の配置が必要なこと、さらに、地域との連携や移行など様々な変化が求められている。</p> <p>拠点校方式を進めていく中で、外部指導者のさらなる拡充、地域団体との連携を図っていく。</p>
---	---

7	<p>永田 雅子（日本共産党）</p> <p>今回の議会においても議案提案を受けているが、図書館指定管理者については、新たな事業者が候補者となっている。今後の旧事業者からの引継ぎのスケジュールはどうなっているのか。</p> <p>（答弁）</p> <p>本件業務仕様書では、現指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務が行われるように指定期間終了の日までに必要な事項を記載した引き継ぎ書等を作成することを含めて、図書館の管理運営上必要な情報を遅滞なく次期指定管理者に提供することとしている。</p> <p>今議会において新たな事業者を図書館指定管理者とする議案がお認めいただけたら、まずは市、現指定管理者、新指定管理者による調整会議を早期に開催して、協議を開始することとなる。</p> <p>その中で引き継ぎスケジュールや内容など話し合い、来年4月1日からの新体制での運営開始に向けて準備を進めていく。</p>
---	---

8	<p>村山 順次郎（日本共産党）</p> <p>（1） 本年6月、市内の学校で、個人情報が入ったSDカードが紛失したことが公表され、その後も他の学校で情報の不適切な扱いに関する事故が発生したと聞いている。それぞれの経過を伺うとともに、再発防止の対策について伺う。</p> <p>（答弁）</p> <p>本年6月に判明した事案は、中学校1校において、1教科全学年482名分の採点前の答案のPDFデータが保存されたSDカード1枚を紛失した、というものであった。</p> <p>次いで、10月に判明した事案は、中学校1校において、生徒自らに定期考查の点数などを書かせ、カメラで撮影し、学習者用端末の授業支援ソフト上に提出させた33人分の「ふりかえりシート」が閲覧可能な状態になっていた、というものであった。</p> <p>なお、1件目の事案では、SDカードの持ち出し及び第三者による不正使用等の事実は確認されておらず、また紛失による採点結果への影響はない。2件目の事案についても、学年に限定されたシステムであることから拡散被害の報告はない。</p> <p>対応の経緯としては、1件目の事案では、学校がSDカードの紛失に気付き、数日にわたり懸命な捜索をしたもののこれを発見できず、指導室への報告に至ったもの。その後、指導室と学校とで、事実の確認や原因の特定、生徒、保護者等への対応などについて協議し、学校は、生徒への説明と謝罪を行った上で、臨時保護者会を実施し、本件について謝罪するとともに再発防止について説明した。</p> <p>なお、こうした学校の動きと並行して、東久留米市情報セキュリティポリシーの規定に基づき、府内での報告及び情報共有を行い、国の機関への報告内容を取りまとめ、6月27日に個人情報保護委員会、総務省、及び東京都へ所定の様式により報告した。</p> <p>2件目の事案では、他の生徒の情報が閲覧可能な状態になっていたことに気付いた子どもの保護者から学校への問い合わせがあったことにより事象が判明し、学校はこの事象を確認後すぐに非公開に設定した上で、その日のうちに指導室に報告を上げた。その後、速やかに事実の確認や原因の特定、生徒、保護者等へ対応について協議を開始している。</p> <p>その後、学校は、生徒への説明と謝罪を行った上で、該当学年の保護者へは、書面を以って謝罪するとともに、再発防止について説明した。また、対象となった子どもの保護者へは別途、電話での対応をいたしている。</p> <p>なお、本事案は、セキュリティ上、学年限定のものであり学校外への情報の流出のおそれ</p>
---	---

がなく、報告に至る既定の人数ではない等のことから、個人情報保護委員会、総務省、及び東京都へ所定の様式による報告には及ばないものであった。

本件を受け、教育委員会といたしましては、全小・中学校に対して取り急ぎのメールによる注意喚起を行った上で、その後に開催された定例校長会において、具体的な説明と、再発防止に向けた取組の指示、指導を行った。

教育情報セキュリティポリシーに基づいた学校内での情報管理についての再確認と遵守の徹底について、迅速な報告、連絡、相談の徹底について指導するとともに、特に、機密性による情報資産の分類や、情報資産の管理については、教員が再度確認し、複数人によるチェック体制を設けることなど、再発防止に向けた取組の徹底を指導している。

さらに、学校ごとに管理職による服務事故防止研修を実施し、個人情報の適正な取り扱いや情報リテラシーについて学ばせ、理解を深めさせるとともに、定期的な点検について実施していく。

市教育委員会としても、学校訪問の際に各校の取り組みを確認するなど、再発防止に向けてこれまで以上に注意を払って対応していく。

(2) 東久留米市スポーツセンターは、現在プール天井の改修の必要性が示され、閉鎖対応している。閉鎖期間について、市ホームページで「改修が必要な範囲、部材の発注状況によって、施工期間は1年以上となる見込み」であることが9月末より示されている。

対応が長期化することが見込まれているが、その後の進捗状況や今後の改修に係る見通しについて伺いたい。

(答弁)

プール天井内の調査により一部部材の破損箇所が見つかったことを受け、安全にプールを利用いただくことを前提に対応策を検討したところ、破損部分を全て特定した上で部分修繕を行うことは、設置されている点検口の状況から難しく、依然安全上の不安が残ることに加え、これに対応するために必要な期間の見通しがつかないこと、さらには将来的に二重投資につながることなどの理由から、天井部分の全面改修が必要と判断した。

現在は、「天井構造の詳細調査」、「工期や工法の提案」、「劣化診断に伴う電気、機械設備機器の改修設計」等、天井全体の改修工事に向け、設計委託の内容を精査している。

必要な予算については、委託内容及び金額等の精査が終わり次第、補正予算案を提出することを念頭に置いているが、設計委託を通しての改修スケジュール案を基に、改修工事のための予算措置を早急に検討する必要があると考えている。

スポーツセンタープールの構造に対応した部材の発注等にも一定の期間を要する見込みであることから、閉鎖期間が長期化することとなり、利用者に大変ご不便をおかけしそうが、安全を最優先に引き続き対応していく。

9	<p>佐藤 一郎（東久留米維新の会）</p> <p>図書館指定管理者選定委員会において、優先交渉権者が決定し、その結果については市ホームページにも掲載されており、私もこれを拝見した。今議会においては、新しい事業者を指定管理者候補者として議案提案されているが、市として新しい事業者に代わることにより期待する効果などがあれば伺いたい。</p> <p>(答弁)</p> <p>この候補者については、図書館運営に加え、学校給食事業や学童保育事業など、幅広い社会サービスを展開している実績がある。選定における事業提案においては、これらの分野で培った様々な知見を活かし、図書館を拠点とした新たな市民サービスの展開が期待できる内容となっており、非常に前向きな提案であったと受け止めている。</p> <p>総合的に、候補者からは本市図書館業務への強い参入意欲が感じられ、選定委員会においては各委員から高い評価を得ていた。</p> <p>また、職員体制についても、今後の協議を通じて必要な体制を明確化し、適切な人材の確保に努めるとの説明があった。これにより、今後も安定した図書館サービスの提供がなされるものと考えている。</p>
---	---

10	<p>かやま 玲子（市民自治フォーラム）</p> <p>文化芸術基本法第4条において、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されている。</p> <p>市としてこれまで芸術文化振興にどのように取り組んできたか伺う。</p> <p>(答弁)</p> <p>教育委員会ではこの間、文化・芸術活動の推進に関して、生涯学習活動の充実の観点から、関係機関とも連携しながら各活動を実施することができる仕組みづくりに取り組んできた。</p> <p>具体的には、市民文化祭をはじめとした、文化・芸術に携わる方々の発表や作品展示の場の創出、東久留米駅構内のスペースを利用した『市民ギャラリーひがしくるめ』による一般市民の方の作品展示等の他、市民大学の講座によっては、文化・芸術をテーマとして、創作活動を体験できる機会づくり等を実施している。</p> <p>また、多摩北部都市広域行政圏協議会との連携により、例年、「多摩5美術展」や「ぴゅあーと展」が開催されており、各方面で活躍されている美術家や、圏域5市に在住・在勤・在学の方々による作品の発表の場となっている。</p> <p>今後もこのような各支援事業を通して、本市の芸術文化振興を継続していきたいと考えている。</p>
----	--

11	<p>間宮 美季（市民自治フォーラム） 今議会において図書館指定管理者指定に関する議案が提出されており、候補者の事業計画書等はすでに市ホームページにおいて掲載されている。それを確認すると（5年間で1,189,290,000円であり）指定管理料や人件費が今までの事業者よりも低く抑えられていることが確認できるが、市としてはこのことをどのように評価しているか。</p>
<p>（答弁）</p> <p>まず、現在ホームページに掲載されている事業計画書における収支計画についてご説明する。議員よりその5年間の合計額を1,189,290,000円として、ご質問いただきましたが、5年間の合計額は1,276,836,000円となる。</p> <p>このような状況を招いたたこと、この場をお借りしましてお詫び申し上げる。現在正しいものをホームページに掲載する準備を進めているところ。</p> <p>これは、初めに事業者から提出されたものは、必要な金額が含まれた形であったにも関わらず、選定委員会でのやり取りを通じて、事業者が現在公表しているものに差し替えようとした過程で、事務局である図書館が状況を理解し、適切に整理すべきところ、これに至らなかつたということが顛末であったと捉えている。重ねてお詫び申し上げる。</p> <p>次に市の評価について。今般の図書館指定管理者の選定にあたっては、債務負担限度額を設定した上で、公募型プロポーザル方式を採用した。これにより、応募事業者は、あらかじめ定められた予算の範囲内で、サービス向上を目指した事業計画を策定する必要があった。各事業者は、人件費に限らず、指定管理料に含まれる多様な項目に対して、経費の節減に努めながら、必要な予算を見積もり、ご提案いただいているものと理解している。また、選定委員会においては、単に提示された金額の多寡のみを見るという評価ではなく、それを前提に提供されるサービスの質についても十分に考慮した上で、採点を行っていただいたものと思っている。</p> <p>選定委員会の事務局を務めた教育委員会といたしましては、このように、選定委員会が、提示された事業計画に基づいた総合的な観点から指定管理者候補者を決定した、という受け止めをしている。</p>	

12	<p>岩崎 さやこ（国民民主党）</p> <p>人権教育は、国連を中心に国際社会で推進されてきた。1948年に採択された「世界人権宣言」に始まり、1993年の第2回世界人権会議における「ウィーン宣言」、1995年の国連総会における「人権教育のための国連10年」を経て、より包括的な取組として2005年から「人権教育のための世界計画」が開始され、現在も継続している。この計画は5年ごとのフェーズが設定されており、2025年～2029年の第5フェーズでは、若者に加え、子供も対象となつた。</p> <p>そこで、本市の小中学校における人権教育の推進状況について伺う。</p> <p>本市の人権教育は、各学校が、東京都教育委員会の方針のもと、「人権教育プログラム」（学校教育編）を活用し、主体性と中立性を確保して進めている。</p> <p>人権教育の目標は、一人一人の児童・生徒がその発達の段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることである。</p> <p>また、この目標を達成するためには、人権教育を通じて育てたい資質・能力を明らかにし、学校の教育活動全体を通じて取り組むことが必要となる。</p> <p>そのため、自由、責任、権利などの概念的知識や人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識は、例えば中学校においては、社会科の歴史や公民、保健体育、技術・家庭科等において身に付けている。</p> <p>また、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価などの価値的・態度的側面については、先ほどの教科領域に加え、理科、音楽、美術、道徳科等において培っている。</p> <p>最後に、コミュニケーション能力や協力的・建設的に問題解決に取り組む能力などの技能的側面については、先に述べた教科領域のほか、外国語や総合的な学習の時間、特別活動等において習得している。</p>
----	--

13	<p>野島 武夫（自民クラブ）</p> <p>G I G Aスクール構想により、児童・生徒に一人1台の学習者用端末が配布されてから5年が経過した。さらに、令和7年10月には一人1台端末がwindows端末からgoogle端末に更新された。児童・生徒の活用状況はどのように変化したか。また、どのように活用されているか、具体的な事例を伺う。</p>
	<p>(答弁)</p> <p>まず、児童・生徒用端末の活用状況。</p> <p>全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙において、「授業でP C・タブレットなどのI C T機器を、どの程度使用しましたか。」の設問がある。この設問に「週1回以上」と回答した児童・生徒の割合を、令和3年度と令和7年度調査の結果を比較してご報告する。(端末が配布された令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、同調査が非実施だった。)</p> <p>まず、小学校について。</p> <p>令和3年度の26.5%が、令和7年度には89.6%となり、約3.4倍に増加した。</p> <p>次に、中学校について。</p> <p>令和3年度の31.4%が、令和7年度には95.2%となり、約3.0倍に増加した。</p> <p>続いて、児童・生徒用端末の活用事例について。</p> <p>令和2年度からの導入期は、本に代わる調べ学習の手段としてインターネットで検索したり、カメラの代わりに写真を撮影したりという活用が教師の指示によってなされた。しかし、令和7年度となった現在では、自分にとって最適な手段は児童・生徒が選択し、紙かデジタルかの二項対立ではなく、必要に応じて使い分けるような活用の仕方が、徐々にではあるが、広まってきた。また、端末の更新に伴い、画面共有機能がさらに使いやすくなり、互いの取組状況を瞬時に共有して自分の学びの参考とするような、I C Tの強みや特性を生かした活用が浸透してきた。自分の考え方や成果物の発表においても、従前の実物投影機よりも、一人1台端末を活用した発表の方が多くなったと手ごたえを感じている。ほかにも、標準装備のアプリが充実したことにより、端末画面で筆順を確認しノートやドリルに実際に書くなどの活用が、小学校1年生でも見られるようになってきている。</p> <p>今後は高速通信環境も充実される予定であり、オンラインを活用した実践やより解像度の高い動画等の同時視聴などが期待できる。</p> <p>新しい設備・環境とっても、児童・生徒の端末活用や活用方法が充実し、児童の学習改善や学力の向上に資する取組がなされるよう、学校と共に取り組んでいく。</p> <p>さらに、「デジタルを活用したこれからの学び」つまり個別最適な学びと協働的な学びを一的に充実し、子供が自己決定する学びの実現に向けて、今年度からの研究指定校の取組を全校に広げ、各校において授業改善を図っていく予定。</p>

総務文教委員会審査報告書

付託された請願につき、令和7年11月25日開会の本委員会において審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第102条第1項の規定により報告いたします。

令和7年11月25日

総務文教委員長 当 麻 一哉

東久留米市議会

議長 沢田孝康 殿

記

件 名	7請願第22号 学校給食衛生管理基準の遵守、労働環境の改善、安全な給食の提供のために、小学校の給食調理室の空調環境の整備を求める請願
結 果	不採択とすべきもの
少 数 意 見	なし
主たる質疑	1. 学校の給食調理室における熱中症対策に関して、①暑さ指数の測定、②休憩の取り方
要望、意見等	1. 暑さ指数を測定できる温度計の配備、適切に休憩が取れる調理員の体制、低輻射型調理釜の導入等、来年度予算で実施できる課題を検討してほしい。根本的には給食調理室の建て替え・増設が必要である。給食調理室への空調導入の是非の再検討を求め、本請願は採択すべき。 2. 調理室の室温対応の抜本的な改善には、電気容量を含め、建物の構造から見直す必要がある。市が調査研究している体感温度を下げる天井つり下げ式スポットクーラーの設置がより現実的な取組と考え、来年度予算に間に合うよう調査を進めることを要望し、本請願は不採択とすべき。
措 置	――

件 名	7請願第23号 東久留米市立中学校で注文方式をやめ、食缶方式による全員給食実施の検討を求める請願
結 果	不採択とすべきもの
少 数 意 見	なし
主たる質疑	1. 市内の小学校から私立中学校へ進学している人数について 2. スクールランチの温かさについて 3. 学校給食における栄養士による食育の活動に関して、①小中学校の栄養士の人数、②各学級を訪問する頻度・活動内容
要望、意見等	1. 本請願にて言及されている東村山市と同様に、本市もいざれ施設の老朽化とともに公共施設のスリム化・コストカットの面から給食センター建設案が検討され、その際に温かい給食になるかもしれないが、同時に市民負担が増えることは必然である。来年度予算が飛躍的に増える見込みのない状況では無理と考える。よって、本請願は継続審査とすべき。 2. 中学校給食について、小学校給食と同様の食缶方式が望ましいとの意見に変わりはないが、各校にエレベーターがない現状で実現は難しい。よって、本請願は趣旨採択とすべき。 3. 温かい給食の提供が始まり、喫食率が55%から約90%に上がっていることから生徒たちに喜ばれると同時に、弁当と給食を選択できることが大事である。エ

	<p>レベーターがない施設の現状も考えれば食缶方式を実施すべきではないと考える。よって、本請願は不採択とすべき。</p> <p>4. 納食費無償化の影響もあり、スクールランチの喫食率は上昇しているが、アンケート等を実施し、さらなる改善が必要である。来年度、東京都内で選択制の中学校給食を実施するのは当市だけになる公算が高い。近隣市と遜色ない学校教育環境を整備するためにも中学校での全員給食実施の検討を強く求め、本請願は採択すべき。</p>
措置	――

件名	7請願第24号 国に対して、「国の責任で、小中学校の全学年での30人以下学級の実現を求める意見書の提出」を求める請願
結果	不採択とすべきもの
少数意見	なし
主たる質疑	なし
要望、意見等	<p>1. 国は小学校での35人学級の効果を検証し、令和7年度に結果を示す予定であり、それを踏まえて中学校を含む望ましい教育環境を検討する段階で、さらに踏み込んで30人以下学級を求めるることは政策判断として整合性を欠くことから、本請願は不採択とすべき。</p> <p>2. 小学校の全学年で35人学級が実現し、中学校では2026年度から3年かけて35人学級を順次導入する方針が報じられている。少人数学級を進める取組は全国で広がっているが都道府県任せでは格差が生じる。こどもたちへのきめ細やかな関わりのためにも少人数の学級編制は必要であり、本請願は採択すべき。</p> <p>3. 少人数学級を目指すことは理解するが、その実現には自治体が中長期的な見通しを持ち、教職員や教室の確保に留意した上で、教職員定数の計画的な改善が必要と考える。まずは今後の運営体制の構築状況を注視すべきと考え、本請願は不採択とすべき。</p>
措置	――

件名	7請願第25号 国に対して、「選択的夫婦別姓制度を導入することを求める」意見書の提出を求める請願
結果	不採択とすべきもの
少数意見	なし
主たる質疑	なし
要望、意見等	<p>1. 今年の通常国会で選択的夫婦別姓制度の関連法案が衆議院法務委員会で審議入りしたが、法案は継続審議となった。引き続き国政での議論の推移と、国民的合意形成の状況を見定める観点から、本請願は継続審査とすべき。</p> <p>2. 世論調査で選択的夫婦別姓について賛成が反対を大きく上回っている。旧姓の通称使用の法制化を求める意見と、選択的夫婦別姓制度導入を求める意見は両立可能であり、国民の多数が選択的夫婦別姓制度の導入に賛成している事実は変わらない。よって、本請願は継続審査ではなく採択し意見書を提出すべき。</p> <p>3. 実際に選択的夫婦別姓制度を必要としている方々がいらっしゃるので、本市としても国に対してぜひ導入することを求めてもらいたいと考える。よって、本請願は継続審査ではなく採択し意見書を提出すべき。</p>
措置	――

件 名	7請願第26号 国に対して、「特別支援学級の編制標準の改善を求める」意見書を提出することを求める請願
結 果	不採択とすべきもの
少 数 意 見	なし
主たる質 疑	なし
要望、意見等	<p>1. 市内の特別支援学級では、個人面談のほか、保護者会後や放課後はいつでも相談に応じていると聞いている。本市から国に対して特別支援学級の編制標準の改善を求めるについて、本請願の趣旨は理解するところだが、この中に本市の状況がなく、意見書を提出することに関して、本請願は趣旨採択すべき。</p> <p>2. 様々な障害を持つ児童・生徒の可能性を最大限伸ばす教育を行うため、編制標準の改善が必要だと思う。よって、本請願は趣旨採択ではなく、採択すべき。</p> <p>3. 国においては、特別支援学級の支援体制の整備や教職員定数の措置とともに、特別支援学級の編制標準を引き下げるなどをもって、支援の充実を図る必要があると考える。よって、本請願は趣旨採択ではなく、採択すべき。</p> <p>4. 前議会に提出された7請願第20号とその趣旨を同じくしていると認識している。7請願第20号の討論の際に述べた意見は今も変わっていないため、本請願は不採択とすべき。</p>
措 置	――

件 名	7請願第27号 インボイス制度導入による小規模課税事業者・免税事業者を守る経過措置の継続を求める意見書を政府に送付することを求める請願
結 果	不採択とすべきもの
少 数 意 見	なし
主たる質 疑	なし
要望、意見等	<p>1. 各種団体からのヒアリングで政策要望や税制改正要望を受けている真っ最中である。現在様々なヒアリングを基に、今回の税制改正の要望内容をまとめているところであることから、本請願は継続審査とすべき。</p> <p>2. 零細・個人事業者がインボイス登録をすれば、消費税納税で立ち行かなくなり、免税事業者にとどまても収入減が仕事の打切りが待っている。軽減措置がなくなれば、過去に例のない危機が来ることが懸念されるため、本請願は継続審査ではなく採択し意見書を提出すべき。</p> <p>3. 経過措置が終われば、小規模事業者の経営が圧迫され、生活が困窮することは明らかで、最低でも経過措置の継続は必要である。国のつくった制度である以上、政府に向けて意見を言うべきではないかと考える。よって、本請願は継続審査ではなく採択し意見書を提出すべき。</p> <p>4. インボイス制度の撤廃を通して事業者負担を解消する立場であるが、市内中小・零細事業者の方からは、インボイス制度に関わる窮状について相談を受けているため、本請願は継続審査とすべき。</p>
措 置	――